

大分森林管理署交渉（全国林野関連労働組合大分森林管理署分会）

議事概要

1 日時 令和3年8月5日（木） 17:20~18:20

2 場所 大分森林管理署会議室

3 出席者

大分森林管理署

猪島 明久 署長

同

高木 勝一 次長

同

平田 和之 総括事務管理官

全国林野関連労働組合大分森林管理署分会

廣田 光春 委員長

同

嶋 徹矢 副委員長

同

大城 千英 副委員長

同

井上 和也 書記長

同

本村 颯己 執行委員

4 交渉事項

業務運営に係る労働条件等の改善について

5 議事概要

組合）森林事務所の併任箇所がないよう求める。

当局）森林事務所の併任に関しては、令和3年4月1日付けの人事異動により直川森林事務所に森林官が配置され解消したところである。

しかしながら、局全体として森林官に任用すべき3G職員数の不足は依然として解消されていないことから、併任の森林事務所がでないよう引き続き署長会議や各種会議による出局の際には、機会ある毎に局総務課へ伝えて参りたい。

組合）署内の各係の役職に見合った人材の配置を求める。

当局）当署の空席ポストの業務は、地域技術官や一般職等で補うなど、職員の協力を得ながら業務を進めてきたところであるが、令和3年4月1日付けの人事異動により事務管理官が配置されたところである。

今後もポストに見合った要員の配置となるように上局に対して伝えて参りたい。

なお、配置された事務管理官に関しては初めての業務であることから、日頃から目配りを行い、総括事務管理官を中心にサポートして参りたい。

組合) 見える化プロジェクトについて、きちんと方向性が示されない中での実行は業務量の増加になる。

当局) 当署において、多様な森林づくりを行うモデル区域「見える化区域」を設定することとしており、目標林型の考え方や伐区設定等について、学識経験者から助言を得ながら関係者で共有し、課題や改善策等の検討を行うとして、今年7月に第2回「多様な森林づくりの見える化プロジェクト」現地検討会を行ったところである。

プロジェクトを進めるにあたっては、引き続き国有林の果たすべき役割に鑑み、多様で健全な森林づくりの設定に向け職員の協力を得ながら実施して参りたい。

組合) 樹木採取制度がスタートし業務量が増大していると聞いている。大面積伐採は、公益的機能を低下させ豪雨災害等をまねかないか危惧している。

当局) 樹木採取区の設定においては、気象や地形等に十分配慮することが重要。熊本南部署の区域設定においては、1区域を5.00ha以下とし、47区域を設定し分散を行う等、大面積伐採とならぬよう計画されていると聞いている。

当署において将来的に、樹木採取区の設定を実施する場合にあっても、豪雨災害を見据えた樹木採取区となるよう努めて参りたい。

組合) 労働安全対策（ダニ刺咬の対応）について、しっかりとした情報伝達と予防・治療に努めてもらいたい。

当局) マダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の感染報告が過去最多を更新する勢いとの報道があるなか、6月には当署において2件のダニ刺咬があったところ。

その内の1件に関しては、縫合の有無が臨時健康診断扱いにするか、公務災害（疾病）扱いにするかの1つの判断材料と思い込み臨時健康診断扱いとしたところであったが、縫合は行わなかったとは言え切開を行った事実から、被災職員及び貴組合のご理解を得て公務災害（疾病）に変更し処理を行ったところ。

また、以降、発生するダニ刺咬に関しては医療機関において処置等を行うことから、公務災害（疾病）扱いとするよう整理もさせて頂いたところ。

今後については、今回の事案も踏まえより一層、労働安全対策に努めて参りたい。

組合) 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について、しっかりとした準備と対策をして頂きたい。

当局) 現在、沖縄県においては緊急事態宣言、福岡県においては、まん延防止等重点措置が発令されているところであり、それぞれの区域に所在する森林管理署等では7割を目指した出勤回避に取り組むこととされているところ。

当署においては、大分県の要請や感染実態、業務の実態を踏まえ、昼食時の黙食、手洗い・手指消毒・マスク着用の徹底などに取り組んでいるところ。

なお、テレワークに対応するために、自宅に持ち出し可能となるセキュア化をされたパソコンを、23台を確保しているところである。

また、シフト体制等についても、出勤回避の指示が出る前から前倒しで対策を準備して参りたい。

組合) 庁舎関係について、情報共有を行いスムーズな移転が行えるようPTを立ち上げるなど準備をしてもらいたい。

当局) 新庁舎については、令和2年度に営繕計画書の提出及び設計費概算要求、令和3年度から4年度にかけてプロポーザル方式により設計委託を行い、令和5年度に建築、解体費概算要求を行い、令和6年から7年に建築移転の予定である。

新庁舎の整備について、設計段階で署の意見として、職員の要望等も踏まえ対応して参りたい。

なお、公文書類については移転先への搬入分と廃棄分等を見極めつつ、処理方法も検討して参りたい。

組合) 経年劣化に伴う宿舍の畳等の取り替え基準について、職員に周知し出来るところから修繕をしてもらいたい。

当局) 被貸与者の責によらない経年劣化によるものについては、国において補修することとなる。

その他の専用部分に関しては、入退去時におけるチェックリストを参考に被貸与者の責によるものについては、指針に基づき原状回復する必要があるが、経年劣化の状態は戸別に違っているため、原状回復に関しては入居者と調整を図りながら実施して参りたい。